

## 神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和5年6月30日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 随意契約に係る特定役務の名称

地下鉄各駅におけるクレジットカードタッチ決済導入に伴う改札機改修業務

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

4 随意契約の相手方を決定した日

令和5年6月23日

5 落札者の氏名及び住所

東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社

関西支社長 小笠原 安成

大阪市北区角田町8番1号

6 随意契約に係る契約金額

201,933,600円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

既に調達をした物品等（以下、「既調達物品等」という。）につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外のものから調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。